

職員採用試験

平成25年度町職員採用試験のお知らせ



第1次試験は、9月22日（日）に実施します

■一般職事務員を採用予定

町では、平成25年度町職員採用試験を、次のとおり実施します。

▼試験職種および採用予定人員

- ①高等学校卒業程度（一般事務）3人程度

【受験資格】

昭和62年4月2日～平成8年4月1日に生まれた者

- ②民間企業等職務経験者（一般事務）2人程度

【受験資格】

昭和43年4月2日～昭和62年4月1日に生まれた者で、民間企業などでの職務経験が5年以上ある者

▼申し込み手続き

町発行の採用試験申込用紙に必要事項を記入し、持参または郵送

してください。

※郵送の場合は、受験票の返信用として80円切手を貼った封筒

（宛先、郵便番号を明記）を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書きした封筒に入れて、簡易書留郵便で送付してください。

※持参の場合は、町総務課窓口へ提出してください。

※インターネットによる申し込み受け付けは行いません。

▼願書受付期間

7月29日（月）～8月16日（金）※郵送の場合は、8月16日（金）消印有効です。

▼試験日時および試験会場

・第1次試験
9月22日（日）午前8時30分集合
県立御船高等学校

※試験結果は、10月中旬に合格者・不合格者ともに通知するほか、町役場に掲示します。

・第2次試験

10月下旬（予定）

※詳細については、第1次試験合格者に通知します。

※その他、試験の詳細については町公式サイトをご覧ください。

▼町公式サイト

URL <http://www.town.kosa.kumamoto.jp>

町総務課 ☎ 096-234-1140(内線 221) ✉ klg202@town.kosa.lg.jp

予防接種

■風しん患者が増加しています

現在、全国で風しんが流行しています。県内では、6月9日（日）現在で57件となり、昨年1年間の報告数5件の11倍以上となりました。

妊婦が風しんに感染すると、胎児が風しんウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障、精神や身体が発達の遅れなどの障がいがある赤ちゃんが生まれる可能性があります（先天性風しん症候群）。

風しんは、例年、春から夏にかけて多く発生します。今が流行シーズンですので、特に妊婦の周りの人は、予防接種などの対策を取りましょう。

■風しんの予防対策

風しんの定期予防接種対象者は、必ず予防接種を受けましょう。

▼定期予防接種対象者

第1期：生後12か月～24か月
第2期：小学校就学前1年間

妊婦に感染しないために、特に次のうち、十分な免疫がない人（抗体価が十分であると確認ができた人以外）は、任意で予防接種を受けることを検討しましょう。

- ・妊婦の夫、子どもなど同居家族
- ・10代後半～40代の女性（特に、妊娠希望者または妊娠する可能性が高い人）
- ・産じよく早期の女性

※妊娠中は予防接種を受けることができません。

※予防接種を受けたことが確認できない場合は、なるべく早く予防接種を受けましょう。過去に予防接種を受けていたり、風しんにかかっていたりしたとしても、予防接種を受けることができます。

▼お問い合わせ先

・県御船保健所保健予防課
☎ 096-282-0016
・町総合保健福祉センター
☎ 096-235-8711

風しんの予防接種はお済みですか？



定期予防接種対象者は必ず予防接種をしましょう

町総合保健福祉センター ☎ 096-235-8711 ✉ klg113@town.kosa.lg.jp

国民健康保険

国保の医療費などの自己負担額について



認定証は町住民生活課で申請できます

医療費の自己負担限度額

一 医療機関の高額な外来診療費・入院時の医療費の窓口での支払いは、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、自己負担限度額までとなります。

限度額は、住民税の課税状況や所得などによって異なり、世帯内の国民健康保険加入者の転入、転出、死亡や国保資格の異動があった場合は変更になることがあります。また、国保税の滞納があると認定証が発行されないことがあります。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

食事代の自己負担額

住民税非課税世帯の国保加入者

には、入院中の食事代の自己負担額が減額される制度があります。減額を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することが必要です。

減額認定後、入院日数が90日を超えた場合は、「長期入院」に該当し、再び申請することにより、自己負担額がさらに減額されます。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

※長期入院の申請の場合は、認定証と、90日以上入院が確認できる医療費の領収証も必要です。

認定証は毎年申請が必要です

すでに発行されている認定証の有効期限は、7月31日（水）です。8月からは、平成25年度の住民税課税状況や所得などにより、改めて判定します。

8月1日（木）から申請を受け付けますので、必要な人は町住民生活課に申請してください。

事故にあつたら届け出を

交通事故や他人の飼犬にかまれたときなど、第三者の行為によって傷害を受けた場合の医療費

は、原則として加害者が負担すべきものですが、届け出を行うことによって国保を使って治療することが出来ます。

この場合の医療費は、国保が一時的に替えて支払いますが、後でその分を加害者に請求することになります。国保へ届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、国保から支払うことができません。

る場合がありますので、事前に必ず町住民生活課に届け出をしてください。

町の健診を受けましょう！

7月7日（日）～14日（日）左表の日程で町の健診を行います。

健診の内容などの詳細は、今月号14ページの『あゆみだより』をご覧ください。

●平成 25 年度町健診日程表

日程	受付時間	行政区	日程	受付時間	行政区
7日 (日)	午前7時30分～ 午前8時	東寒野	11日 (木)	午前7時～ 午前7時30分	岩下二区 上早川一区
	午前8時30分～ 午前9時	糸田		午前8時～ 午前8時30分	浅井
	午前9時30分～ 午前10時	上豊内		午前9時～ 午前9時30分	吉田
	午前10時30分～ 午前11時	中山・上田口		午前10時～ 午前10時30分	下豊内 上早川五区
8日 (月)	午前7時～ 午前7時30分	上早川三区	12日 (金)	午前7時～ 午前7時30分	早川
	午前8時～ 午前8時30分	西寒野		午前8時～ 午前8時30分	麻生原・南三 箇・田原
	午前9時～ 午前9時30分	安平・下田口		午前9時～ 午前9時30分	下横田
	午前10時～ 午前10時30分	世持・北原 中早川		午前10時～ 午前10時30分	大町
9日 (火)	午前7時～ 午前7時30分	北早川・八丁	13日 (土)	午前7時～ 午前7時30分	上早川二区
	午前8時～ 午前8時30分	緑町		午前8時～ 午前8時30分	船津
	午前9時～ 午前9時30分	中横田		午前9時～ 午前9時30分	広瀬・谷内 ・本坂谷・堂 の原・西原・ 小鹿・井戸江
	午前10時～ 午前10時30分	上早川四区 辺場		午前10時～ 午前10時30分	府領
10日 (水)	午前7時～ 午前7時30分	上揚・古閑	14日 (日)	午前7時～ 午前7時30分	有安
	午前8時～ 午前8時30分	横田		午前8時～ 午前8時30分	岩下一区
	午前9時～ 午前9時30分	仁田子		午前9時～ 午前9時30分	津志田
	午前10時～ 午前10時30分	和田内		午前10時～ 午前10時30分	山出・芝原

悪質な「開運商法」 1人で悩まず相談を



本町では、町老人いこいの家に相談窓口を開設

■不安につけ込む「開運商法」

「開運商法」とは、雑誌広告や通信販売をきっかけに、「運氣が上がる」と勧誘し、次々に祈禱（きとう）サービスや霊石、数珠の購入などの契約をさせる商法のことです。次のような悪質な手口が増加しています。

- ・心理的な弱みにつけ込み、開運商品を次々に購入させる。
 - ・断ろうとすると「交通事故に遭う」、「車いす生活になる」などと強い口調で迫る。
 - ・自ら電話するように仕向けられ、思いがけず勧誘される。
 - ・雑誌広告では返金保証を強調しているが、いざとなると返金に応じない。
- ※不安につけ込まれ、東日本大震

災の見舞金を全て支払ってしまった事例もあります。

●対処法

- ・お金で運氣は買えません。突然掛かってきた電話で勧誘されても、その場で契約しないで、きっぱりと断りましょう。
- ・8日間のクーリング・オフがあります。クーリング・オフの期間経過後も、書面不備などの問題がある場合は、取り消しも可能です。
- ・返金は容易ではありませんので、高額なお金を渡してはいけません。

不安をあおられたり、業者が解約に応じなかったりする場合には、1人で悩まず、広域消費生活相談室にご相談ください。消費生活専門の相談員が対応します。

●広域消費生活相談室のご案内

- ▼火曜日（御船町）
096・282・1111
 - ▼水曜日（嘉島町）
096・237・1112
 - ▼木曜日（甲佐町）
096・234・3223
 - ▼金曜日（山都町）
0967・72・3133
- ※窓口の開設時間は、午前9時～午後4時です。

町福祉課 ☎ 096-234-1114(内線 144) ✉ klg205@town.kosa.lg.jp

■4組のカップルが誕生

6月9日（日）西原村の「阿蘇ミルク牧場」で、甲佐町産業後継者育成対策協議会（本田新会長）主催による、今年度の第1回「ふれあい交流会」を開催しました。

25歳から39歳までの独身男女14人が参加。男女ペアになり、パズル作り体験や、広い敷地内を散歩するなど、パートナーを交代しながら1日ゆっくりと交流しました。

ミニ動物レースのイベントでは、それぞれがレース結果を予想し、自分たちが選んだ動物を必死に応援するなど、笑顔に包まれる光景もたびたび見られました。

「ふれあい交流会」に登録しませんか



『阿蘇ミルク牧場』での交流風景

が誕生。また、交流会終了後は、残念ながらカップルになれなかった男女同士でも食事を楽しむなど、「今後も交流を続けていきたい」という積極的な行動が見られました。この出会いをきっかけに、さらに多くのカップル誕生へとつながることが期待されます。

■現在の登録者数

男性28人・女性118人

■登録のご案内

登録者には今後の交流会をご案内します。まずはお気軽にご相談ください。

▼対象者

20～49歳の独身男女

※男性は町内在住者に限ります。

▼お申し込み・お問い合わせ先

甲佐町産業後継者育成対策協議会事務局（町産業振興課内）

「ふれあい交流会」専用ダイヤル
☎ 080・1705・5339

（事務局・藤本）

・「ふれあい交流会」専用メール

✉ kosa.hu-kouryukai@docomo.ne.jp

町産業振興課 ☎ 096-234-1176(内線 153) ✉ klg206@town.kosa.lg.jp

国民年金

国民年金保険料の免除・納付猶予制度



国民年金についてのご相談は町住民生活課まで

■保険料納付が困難なときは
免除・納付猶予制度の利用を

町住民生活課では、平成25年度の国民年金保険料の免除・納付猶予制度の申請を受け付けます。

●申請免除制度

▼対象者

前年の所得金額が一定額以下の人
所得の審査対象

本人、配偶者、世帯主

▼免除期間

7月から1年間

※毎年度手続きが必要です（継続審査申出受付済者は除く）。

●若年者納付猶予制度

▼対象者

30歳未満の人

▼所得の審査対象

本人、配偶者

▼免除期間

7月から1年間

※毎年度手続きが必要です（継続審査申出受付済者は除く）。

●学生納付特例制度

▼対象者

前年の所得金額が一定額以下の学生（夜間、定時制、通信制課程も含む）

▼所得の審査対象

本人

▼特例期間

4月から1年間

※毎年度手続きが必要です。

●申請に必要なもの

・年金手帳

・代理人が手続きする場合は、印かん

・学生納付特例制度を利用する場合は、学生証のコピーまたは在学証明書原本

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

（内線104）

・熊本東年金事務所

☎096・367・2503

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 104) ✉klg106@town.kosa.lg.jp

男女共同参画

■男女共同参画社会推進のため
のご意見をお聞かせください

町では、住民の皆さんや、町内に勤務する皆さんの幅広いご意見などをうかがい、本町の男女共同参画社会の推進を目指すため、甲佐町男女共同参画社会推進懇話会委員を募集します。

男女ともに住みよい社会をつくるためのご意見をお聞かせください。

▼募集人員

4～5人程度

▼対象者

町内在住者または町内勤務者

▼活動内容

会議などへの出席、関係事業実施に伴う諸活動

▼任期

2年

男女共同参画社会推進懇話会の委員を募集



委員による啓発活動として寸劇なども行いました

▼募集期限

7月25日（木）

■懇話会委員の活動内容

懇話会委員の主な活動内容は、次のとおりです。

●男女共同参画社会推進懇話会

懇話会は、町役場で年6～8回程度開催します。

懇話会では、毎月掲載している『広報こうさ』への男女共同参画社会推進の意識啓発のための記事や、町が実施している男女共同参画事業の進捗よく状況の検討などを行います。

●上益城地域男女共同参画連絡会議

本町のほか、御船町、嘉島町、益城町、山都町の郡内5町の行政担当者や懇話会委員などが、男女共同参画について共同で研修などを行ったり、各町の取り組みに関する情報を交換したりすることによって、広域的な男女共同参画社会の実現を目指す会議です。

同会議は、年4回開催され、毎年10月ごろに、5町共同での大会の開催が予定されています。

※本町での開催は平成27年度を予定しています。

町総務課 ☎096-234-1140(内線 241) ✉klg202@town.kosa.lg.jp